

2025年12月15日

お客さま各位

東山口信用金庫

「手形および小切手の全面的な電子化」に向けた取り組みについて
【その2】

平素より東山口信用金庫をお引き立て賜り、厚く御礼申し上げます。

2021年6月に政府から公表された「成長戦略実行計画」を踏まえ、金融業界では2026年度末までに手形・小切手の全面的な電子化を目指しており、全国銀行協会からも2027年4月から電子交換所における手形・小切手の交換を廃止することが公表されました。

これを踏まえ、東山口信用金庫では以下の取組みを行いますのでお知らせ致します。

今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 手形・小切手の最終振出期限の設定（2026年9月30日（水））

・最終振出期限を超えて振出された手形・小切手は、当座預金からのお支払いができません。

2. 他行を支払地とする手形・小切手の入金終了（2026年9月30日（水））

・当金庫以外の金融機関を支払地とする手形・小切手の預金口座へのご入金は、2026年10月1日以降できません。

3. 自己宛小切手の発行終了（2026年9月30日（水））

・2026年 3月31日（火）をもって、手形および小切手の発行依頼の受付を終了致します。

4. 手形・小切手機能の全面的な電子化に伴う、代替手段のご案内

・紙の手形・小切手をご利用いただいているお客さまにおかれましては、電子決済手段として、「インターネットバンキングによる振込み」や「でんさいサービス」への移行をご検討いただきますよう、お願い申し上げます。

・電子化により、現物紛失・盗難のリスクが回避できるほか、押印・発送・保管等の事務負担の軽減や印紙税の削減など、支払側・受取側双方にメリットがあります。

【参考】既に実施している、取組

・当座預金新規口座開設の終了 2025年7月31日（木）

・手形・小切手（2027年4月1日以降期日）の受付終了 2025年7月31日（木）

・手形・小切手帳の発行終了 2026年3月31日（火）

以上

